

別冊1 要求水準書（住宅・店舗整備業務編）別紙1 施設設計要領のうち「第1 全般事項」を、下記のとおり修正する。

新：対面式質疑応答の結果公表時（R7.3.28時点）		旧：入札公告時（R7.1.21時点）	
第1 全般事項		第1 全般事項	
■基本方針	略	■基本方針	略
安全性	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者をはじめ全ての入居者にとって分かりやすく、安全な住宅であるように配慮し整備を行うこと。 共用廊下、共用階段、エレベーターホールなどについては、死角が生じないように見通しを確保すること。 共用廊下、階段等から、エントランスホール、自転車置場、ごみ置場等の屋根、屋上又は住戸のバルコニー等へ容易に侵入できないように配慮すること。 雨樋等を利用して、住戸のバルコニー等へ侵入できないように配慮すること。 転落事故防止に配慮し、足がかり（連結送水管等設備配管含む。）を作らない、バルコニーから屋根へ繋がらない等の配慮をすること。 上階から洗濯物や鉢植などの落下物等が予想される出入り口（車いす対応住戸のバルコニーからの避難経路部分を含む。）などは、事故防止に有効な措置を講ずること。 バルコニー、共用廊下からの落下物対策上有効な植栽等の窓先空地を確保すること。なお、共用廊下側に限り、基本的に入居者が使用しない設備諸室等を配置することは可とする。 事業全体において、浸水対策を施すこと。 <p>以下略</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者をはじめ全ての入居者にとって分かりやすく、安全な住宅であるように配慮し整備を行うこと。 共用廊下、共用階段、エレベーターホールなどについては、死角が生じないように見通しを確保すること。 共用廊下、階段等から、エントランスホール、自転車置場、ごみ置場等の屋根、屋上又は住戸のバルコニー等へ容易に侵入できないように配慮すること。 雨樋等を利用して、住戸のバルコニー等へ侵入できないように配慮すること。 転落事故防止に配慮し、足がかり（連結送水管等設備配管含む。）を作らない、バルコニーから屋根へ繋がらない等の配慮をすること。 上階から洗濯物や鉢植などの落下物等が予想される出入り口（車いす対応住戸のバルコニーからの避難経路部分を含む。）などは、事故防止に有効な措置を講ずること。 バルコニー、共用廊下からの落下物対策上有効な植栽等の窓先空地（落下防止対策に必要な平面距離として、$1/2\sqrt{h}$以上）を確保すること。なお、共用廊下側に限り、基本的に入居者が使用しない設備諸室等を配置することは可とする。 事業全体において、浸水対策を施すこと。 <p>以下略</p>	

別冊5 提案様式集 様式4-6-1のうち「2 施設計画に関する条件」を、下記のとおり修正する。

新：対面式質疑応答の結果公表時（R7.3.28時点）		旧：入札公告時（R7.1.21時点）	
2 施設計画に関する条件		2 施設計画に関する条件	
略		略	
(2)建替住宅の付帯施設	(中略)	(2)建替住宅の付帯施設	(中略)
	イ 駐車場		イ 駐車場
	(中略)		(中略)
	(イ)自走式立体駐車場を整備する場合は、次に示す条件を遵守すること。 a 利用しやすさやコスト縮減等の観点から、 2層3段 を上限とすること。		(イ)自走式立体駐車場を整備する場合は、次に示す条件を遵守すること。 a 利用しやすさやコスト縮減等の観点から、 1層2段 を上限とすること。
	(中略)		(中略)
	d 日照や通風、圧迫感など団地内や周辺の居住環境、防犯性等を阻害することのないように配慮すること。 また、南西側に隣接する地域に配慮すること。		d 日照や通風、圧迫感など団地内や周辺の居住環境、防犯性等を阻害することのないように配慮すること。
	(中略)		(中略)
以下略		以下略	